

## 住機規程第166号

独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会設置規程を次のとおり定める。

平成21年11月30日

独立行政法人住宅金融支援機構理事長 島田 精一

### 独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会設置規程

#### (目的)

第1条 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）（以下「総務大臣決定」という。）に基づき、公正性、透明性及び外部性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (委員会の審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、委員長が必要と認めた場合は、その結果を理事長に報告する。

- 一 調達等合理化計画（総務大臣決定に基づき理事長が策定するものをいう。以下同じ。）の策定又は変更に関する事項
  - 二 調達等合理化計画の自己評価に関する事項
  - 三 調達等合理化計画に定める基準に該当する契約案件の事後点検に関する事項
  - 四 国の所管に属する公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいい、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人を含む。）との契約案件について、支出の必要性及び競争性の向上により効率的又は効果的な支出とすることについての点検等に関する事項
  - 五 前各号に規定する事項のほか、理事長が必要と認める事項
- 2 理事長は、前項の規定により報告を受けた審議の結果を尊重するものとする。

#### (委員会の構成)

第3条 委員は、公正かつ中立の立場で客観的に調達等の合理化を審議することができる外部有識者のうち主務大臣の了解を得て理事長が委嘱するもの及び監事とする。

- 2 委員会は、委員7人で構成する。

- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、監事以外の委員から理事長が指名する。
- 6 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、監事以外の委員のうち委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 8 委員の氏名及び職業は、公表する。

#### (委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が必要と認める都度開催する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。この場合において、出席できない委員から議決に関し賛否を表明した届出書又は委任状が委員長に提出されたときは、当該委員は出席したものとみなす。
- 3 委員会の議事は、出席した委員（前項後段の規定により出席したものとみなされる委員を含む。）の過半数により決することとし、可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 委員会は非公開とするが、その審議の概要を公表する。
- 5 やむを得ない事情がある場合で、委員会の開催が行えないときは、委員長は、各委員に第2条第1項の規定による審議に係る書類を回覧することにより、委員会の開催に代えることができる。この場合において、委員長は、次回の委員会においてその結果を報告する。

#### (守秘義務)

第5条 委員は、第2条第1項の規定による審議を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

#### (委員会の事務局)

第6条 委員会の事務局は、財務企画部会計事務管理室会計グループとする。

#### (実施細則への委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、財務企画部の事務を担当する役員が実施細則に定める。

## 附 則

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度以前に締結した契約に係る委員会の審議に関する事項については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年8月28日から施行する。